

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣の定める取引に関する事項を定める件要旨

- 1 軽減された過少申告加算税の特例の対象となる仕訳帳及び総勘定元帳以外の必要な帳簿の範囲について、記載の対象となる取引に関する事項を定めることとする。
- 2 この告示は、令和6年1月1日から適用することとする。